

平成28年度包括外部監査結果に係る措置の状況(平成30年3月31日現在)

《措置実施》

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑥個人情報の保存について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|--|---|
| 報告書ページ 29 不必要と考えられる個人情報行政文書の中に含まれていた。個人情報の保存は、限定された範囲で実施し、かつ、どこに個人情報が保存されているか明確に把握しておく必要がある。不必要な個人情報が保管されないようにルールを再確認し、周知を図ることが必要である。 | 該当の文書については、不必要な個人情報に係る部分を廃棄した。また、個人情報の適正な管理に向けて、前橋市個人情報保護条例や前橋市情報セキュリティポリシー等の意義について課内に再度周知した。 |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

監査結果

指摘事項名：①賦課決定誤りについて

所管課：市民税課

措置公表日：平成30年4月2日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|--|--|
| 報告書ページ 35 当初賦課決定にあたり、賦課計算用データの整合性確認がシステム上で行われエラーが識別されるが、エラー確認が十分ではなかったため、平成28年度の当初賦課額に誤りがあることが判明した。 事後的に賦課額が変更になることは利害関係者にとって重要な事項であり、賦課額誤りを防止するために当初賦課決定前に通常残存しないと考えられるエラーの有無を再確認する事務手続を追加することが必要である。 | 平成30年度当初賦課決定にあたり、賦課決定を行う前に、通常残存しないと考えられるエラーを確認するための事務手続を追加することとした。 通常残存しないと考えられるエラーを選定するにあたっては、平成29年度賦課の際に残存したエラーを再度すべて検証し、修正が必要と考えられるエラーについては、すべて賦課決定前に対処できるように考慮した。 具体的な事務手続追加の例としては、①給与支払報告書や確定申告書のエラーチェックマニュアルの改訂、②残存したエラーを持つ該当を抽出し個別チェックを実施する等が挙げられる。 ②のエラーチェックの時期については、エラーの内容に応じて、課税資料の合算処理前後や課税計算処理の前後で分けるなど、効率性を考慮した。 |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

監査結果

指摘事項名：④市税法令等関係書類の目次更新について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|---|-----------------|
| 報告書ページ 38 市税法令等関係書類の目次更新が適切に行われていなかった。 行政文書の一般開示や行政監査などに支障をきたす恐れがあるため、適切に更新する必要がある。 | 適切に文書管理を実施していく。 |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

監査結果

指摘事項名：⑤扶養控除にかかる照会について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|--|---|
| 報告書ページ 39 本市では、適切な税額を算定するため、納税義務者が申告した扶養控除について、被扶養者が特定できない場合等、本人又は事業所に文書により照会を行っている。また、複数の納税義務者が同一人を重複して扶養控除している場合、納税義務者に文書により重複扶養控除是正の照会を行っており、その結果に基づいて税額変更を行っている。しかし、結果集計や結果報告は行われていない。また、他市の者を扶養控除している場合、他市へ被扶養者の所得照会をしているが、他市からの照会結果などは行政情報書類とはされておらず、別冊として綴られている。 こうした扶養控除に係る照会は、行政活動として行われているものであり、その結果については取り纏めの上、最終報告し次の施策に繋げることが必要である。また、他市からの照会結果などは行政情報書類であると考えられることから、行政情報として取り扱い適切に管理することが必要である。 | 照会に対する報告を実施する。また、照会実施状況を把握し進捗状況を管理するとともに適切に文書管理を実施していく。 |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

監査結果

指摘事項名：①減免申請書の永年扱いについて

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|---|---|
| 報告書ページ 65 永年保存する必要がないと思われる減免申請書類が永年保存として管理されていた。減免申請の内容により、永年保存とすることがあるか、10年以上経過して保存する必要はないかどうかを判断し、保存区分を分けることが望ましい。 | ご指摘のあった減免申請については、10年の保存年限と改めた。また、平成29年度から、減免申請の内容により永年保存とするかそれ以外の保存年限とするか精査し、適正な保存年限とするよう改めた。 |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

監査結果

指摘事項名：②各学校における実食数入力の検証について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成30年4月2日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|--|---|
| 報告書ページ 118 各学校で行う毎月の実食数の入力誤りに起因した学校給食費の返還事例が見受けられた。学校給食費の過大徴収に基づく返還事務の削減のために、入力時における第三者による検証手を構築し、入力誤りを防止すべきである。さらに、当該統制の検証可能性の確保のために、チェック担当者による押印等を残すことが必要である。 | 平成29年8月から新給食費管理システムを導入したことにより、学校側で行っていた入力処理を廃止し、教委総務課による給食費変更の一元管理を開始した。 一元管理の開始により、従来の各学校における変更入力や口頭での変更依頼から、紙による申請書提出方式に切り替え、教委総務課担当者が給食費管理システムへ登録した結果を複数の職員がチェック・押印し、記録を残すよう事務改善を行った。 |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

監査結果

指摘事項名：⑤学校給食費徴収マニュアルの整備について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|---|--|
| 報告書ページ 120 学校給食費の未納管理は、教育委員会事務局総務課において行っているが、現状、マニュアルは整備されていない。 未納学校給食費に関する徴収マニュアルを早期に整備し、手続の標準化を図り、収納率の向上や事務処理ミスの防止を図る必要がある。 | 平成29年3月に『前橋市学校給食費未納対策事務取扱要領』(滞納整理マニュアル)を整備し、手続きの標準化を行った。平成29年度から本マニュアルに基づいた滞納整理班による未納給食費の滞納整理の取り組みを開始している。 |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

監査結果

指摘事項名：⑦行政情報の編さんルール遵守の徹底について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成29年8月23日

| 監査結果(指摘事項) | 措置(時期、内容、方法等) |
|--|--|
| 報告書ページ 122 行政文書綴に、行政情報件名目次や簿冊ラベル、綴番号の表示がなく、前橋市教育委員会行政情報等取扱規程に準拠しない文書保存がなされていたものがあつた。行政文書の一般開示や行政監査などに支障をきたすため、適切に保存する必要がある。 | 行政文書綴については、平成29年3月から5月にかけて行政情報件名目次、簿冊ラベル、綴番号の見直しを行い、適切な保管措置を講じた。また、前橋市教育委員会行政情報等取扱規程に準拠しない一部文書についても綴の見直しを行い、適切な保管措置を講じた。 |

平成28年度包括外部監査結果(意見)に対する対応状況(平成30年3月31日現在)

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：①報告管理体制について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| 報告書ページ 24 実施した結果を集計・報告し、管理することは重要であるが、全体的に実施した結果の集計や最終報告が十分に行われていない。報告・管理は、重要な市税業務を適切に行ったことを事後的に立証するのに資することはもちろんであるが、結果を分析することにより次年度以降での改善行動に役立てることもできる。現状業務を再確認し、集計・報告することに意義のある業務を洗い出し、報告・管理する体制を再整備することが必要である。 | 現状の業務を再点検し、集計報告する必要性の高い業務の洗い出しを行い、報告管理体制の再構築を進めることとした。 |

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：②収納管理業務におけるPDCAについて

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| 報告書ページ 25 「平成27年度収納課業務の取組方針について(伺)」において、平成27年度における収納課の取組方針が明示されているものの、具体的な行動計画に落としこまれていない。収納課の目標を具体化し、その達成に向けていつなにをやるべきかという具体的な行動計画まで策定することが必要である。また、取り組んだ結果に対して、詳細な評価・改善検討を行うことが必要である。 | 取組方針の策定に当たっては、平成30年度から、これを実現するための具体的な行動計画も併せて策定することとした。また、平成29年度から、取組結果の検証を行い、次年度の取組方針及び行動計画に適切に反映させるよう努める。 |

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：③口座振替利用促進の取組について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|--|
| 報告書ページ 26 口座振替利用率を高める取り組みについて、積極的な取組を検討するなどこれまで以上に口座振替の推進を強化していくことが望ましい。 | 平成29年4月1日施行の「前橋市国民健康保険税の普通徴収に関する規則」により、普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、原則口座振替によることとされた。 これに伴い、広報誌で周知を図るとともに、個別訪問による口座振替の利用勧奨を試験的に実施したところ、一定の効果がみられたため、同様の取組を継続する方向で調整している。 |

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：④システム入力に関するモニタリングについて

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| 報告書ページ 27 賦課額や減免登録などは、税系基幹システムにアクセス権のある者であれば、誰でも更新することが出来る状態となっている。職員が課税資料に基づいていない賦課額変更、あるいは承認・決裁されていない事項でも入力することが可能な状況となっているため、事後的に更新履歴を確認するなどのモニタリングを実施するか、システム上で承認権限コードを設け、システムへの反映ができる者を限定することが必要である。 | 更新履歴を確認するなどのモニタリング実施に向け、税目の特性や課税事務状況に応じた手法の検討を進める。 |

区分

全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑤個人情報へのアクセスに関するモニタリングについて

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|--|
| 報告書ページ 29 税系基幹システムには様々な個人情報が含まれている。収納課、市民税課、資産税課のそれぞれの職員は税系基幹システムにアクセスできる権限を有しているが、担当職員が不必要に個人情報を閲覧していないかモニタリングされていない。不正の機会を防止する観点からアクセスログを定期的に確認するなど、何らかのモニタリング活動を行うことが必要である。 | アクセスログの定期的なモニタリング実施に向け、各課においてそれぞれの事情に応じた手法の検討を進める。 |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

意見

指摘事項名：②未申告者の調査結果確認について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| 報告書ページ 37 本市では、一定の未申告者に対して市民税・県民税申告書を郵送するなどし、申告漏れがないように対策を講じている。未申告者の調査方法については一定の方針が定められているものの実際の運用が当該方針に基づいて適切に行われたかは確認されていない。 調査が課内で定めたルールに基づいて行われたか確認するために最終結果について報告し、当該結果に基づいて臨戸訪問対象者の選定方針の見直しなど次年度以降における改善策につなげることが必要である。 | 未申告調査候補者から一定要件に該当する者や過去の申告状況及び課税状況等を参考にして調査対象者とし、未申告通知の発送、臨戸調査の手順で実施している。 未申告調査の結果報告は行っているものの、未申告調査候補者から調査対象外とした者について報告を行っていないため、調査対象外者について対象外理由等の報告を行うことにより、未申告調査が適切に実施されているか確認をする。 平成29年度の未申告調査については、調査経過の記録の徹底及び調査事務効率を勘案しながら、調査手順、調査要件等を見直して実施する。 |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

意見

指摘事項名：③納税通知書の返戻結果の集計について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| <p>報告書ページ 38</p> <p>個人市民税の賦課決定後に、納税通知書が郵送されるが、所在不明等により納税通知書が返戻される場合がある。返戻された納税者については、各担当者が電話確認や臨戸訪問等を行い納税通知書を本人に届けるための所定の事務を行い、それでも直接届けられなかった場合には公示送達を行っている。しかし、返戻された件数の集計や公示送達件数の集計が行われていない。納税通知書を交付することは市の義務であり、納税通知書の返戻件数の集計や最終結果がどうなったか確認・分析し、翌年度以降に公示送達とならずに効果的に納税通知書を届ける施策の立案などに役立てることが必要である。</p> | <p>納税通知書の返戻状況の進捗管理を行い、返戻された納税通知書が適正に処理されているか報告、確認を実施する。</p> |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

意見

指摘事項名：⑥新規設立法人に対する給与支払報告書の提出確認について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 39</p> <p>新規設立法人が給与支払報告書を提出しなかった場合には、現在行っている前年度の特別徴収事業所リストとの照合作業では判明しえず、給与支払報告書の入手が漏れる可能性がある。法人市民税係と連携するなどして、給与支払報告書の入手が漏れることがないように周知活動だけでなく、法人市民税係の作成した新規設立法人リストなどと突合するなどの確認をする必要がある。</p> | <p>法人市民税係で取り扱っている新規設立法人の情報を毎月データベース化しており、12月に事業所あて総括表(給報作成・提出依頼)の発送時に新規設立法人についても発送する。1月末までの給報及び期限後給報の提出がされたかどうかを、7月中に突合し、未提出の場合は、至急提出するよう促していく。</p> |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

意見

指摘事項名：⑦給与支払報告書の未提出の事業者に係る調査結果報告について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 41</p> <p>給与支払報告書未提出の事業者に対して行った調査の内容と結果について現在報告体制が敷かれておらず報告がなされていないが、然るべき役職者に報告を行い組織として管理することで業務改善に役立てることが必要である。</p> | <p>給与支払報告書未提出事業所の調査については、対応内容等をデータベース化し、調査結果を課内報告し、情報管理していく。</p> |

区分

各論

事業名

1. 個人市民税

意見

指摘事項名：⑧特別徴収率の向上について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| <p>報告書ページ 42</p> <p>本市の特別徴収率は全国的にみて相対的に低い割合に留まっている。今後群馬県内では一斉指定(個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底すること)を実施する予定であるが、現在の低位な状況を踏まえて特別徴収制度に関する周知・広報活動等については特別徴収率の向上を目指し今後も重点的に継続して実施していく必要があると考えられる。</p> | <p>個人住民税の特別徴収制度の周知・徹底については、エルタックス(電子申告・納税)制度の普及・向上と合わせて広報活動を継続していく。</p> |

区分

各論

事業名

2. 法人市民税

意見

指摘事項名：①法人番号公表サイトの活用方法について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 50</p> <p>未登録法人を抽出する際の情報源として、平成27年度までは法人番号公表サイトを利用していなかったが、平成28年12月より法人番号公表サイトを活用している。今後、法人番号公表サイトの調査結果を踏まえ、既存の調査方法との重複の有無、実施時期などを検討し、詳細な活用方法を構築することが望ましい。</p> | <p>前橋市に本店を置く未登録法人の抽出にあたっては法人番号公表サイトを活用して情報源の一本化を図り、期限を経過しても届出のない法人を毎月サイトから抽出・確認し、未届法人の早期把握、届出指導に努めている。市内に本店のない法人については法人番号公表サイトではカバーしきれないため、食品営業許可や情報誌等の活用など従来の方法と並行して情報収集を図っていく。</p> |

区分

各論

事業名

2. 法人市民税

意見

指摘事項名：②調査継続法人について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 51</p> <p>本市では、未申告となっている法人、税系基幹システムに未登録となっている法人について、現地調査を行っている。平成27年度では334件の法人に対して調査を行っているが、そのうち連絡が取れなかった等の理由により調査を継続するとされた法人は103件(うち、2年以上継続調査となっている件数は35件)であった。継続調査案件割合は、30.8%であり、適時調査の観点からは課題である。複数年継続調査となっている案件(特に、現地調査により営業が行われていることを確認できている先)については、より早期に調査完了するために、調査期間、調査方法や指導方法を強化することが望ましい。</p> | <p>個人市民税賦課事務との兼務により調査期間は限られているが、平成29年度は従来より2ヶ月早い5月より法人調査を開始し、早期の指導に努めている。</p> <p>複数年継続調査となっている法人については、係内で対応を検討する。</p> |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：②減免調査票様式の表記変更について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 67</p> <p>生活困窮者等から減免申請が提出された場合、明らかに対象外の場合を除き申請を受け付け、聞き取り等を行い調査票が作成される。当該調査では今後一年分の収入見込み等を試算しているが、調査票上の表記は前年収入額等と記載されている。実際には、今後の収入見込みを記載しているため、様式の表記を変更することが必要である。</p> | <p>平成29年度の調査票から、今後一年間の収入見込み額と表記を改めた。</p> |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：③減免理由の法的根拠の統一について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 67</p> <p>減免の理由に関して、同じ事象により減免している場合には、その法的根拠は統一すべきである。なお、規程に定められている理由による場合には、出来る限り具体的な理由を優先し、安易に特別な理由とすべきではない。</p> | <p>平成29年度から、同じ事象による減免理由に関して法的根拠を統一した。また、具体的な理由等を優先し、減免するよう改めた。</p> |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：④全筆調査資料の管理について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| 報告書ページ 68 全筆調査の資料は、電子データで保管している。しかし、資料は班ごとにまとめられており他の班との情報共有に欠けているところがある。調査を公平に実施するために情報共有は一つの大切な要素であるため、担当課として一括管理し、情報共有することが必要である。 | 電子データのフォルダの中に、平成28年度より概要を表記した「地目を見直した土地一覧」を作成し、情報共有できる状態に改めた。 |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：⑤全筆調査報告書の作成について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| 報告書ページ 68 全筆調査は、複数年に渡って実施すること、また複数の人員で実施すること、担当者が人事異動により変更になること等から、毎年、実施した内容を報告書にまとめ、翌年度以降の調査に活用する必要がある。 | 平成28年度より、一次調査の状況及び二次調査での確認事項を取りまとめた報告書を作成し、今後の調査に活用するよう改めた。 |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：⑥償却資産未申告事業者への督促状発送の報告について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|--|
| 報告書ページ 69 償却資産未申告事業者に対する督促状の発送を行っているが、結果について報告は行われていない。発送したことによる申告書の提出状況などに関して報告書をまとめ、報告する必要がある。 | 平成29年度分申告(平成28年度中)から、督促状発送結果についてまとめ、報告するよう改めた。 |

区分

各論

事業名

3. 固定資産税及び都市計画税

意見

指摘事項名：⑦償却資産未申告事業者の分析について

所管課：資産税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| 報告書ページ 70 償却資産未申告事業者について督促状を発送しているが、結果の取り纏めは行われておらず、分析等は実施されていない。結果に基づいて分析し、償却資産申告書の提出率向上に努めるべきである。 | 平成29年度分申告(平成28年度中)から、督促状発送結果についてまとめ、分析するよう改めた。 |

区分

各論

事業名

4. 事業所税

意見

指摘事項名：①現地調査での確認事項の拡充について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| <p>報告書ページ 79</p> <p>現地調査は、主として事業所の面積確認(非課税部分含む)が主体となっており、従業者割の課税標準となる従業者給与総額の調査は行われていない。</p> <p>現地調査の対象とした事業者が、従業者割の対象となっている事業者である場合には、従業者給与総額についても調査することが望ましい。</p> | <p>現地調査の際の事業者への聞き取り、従業者に係る資料の提示等のほか、事業者からの給与支払報告書といった課税資料により、従業者割が見込まれるか否かの判定(調査)など、新たな手法を検討していく。</p> |

区分

各論

事業名

5. 市たばこ税

意見

指摘事項名：①「市たばこ税集計表」への前年度実績の記載について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 81</p> <p>決裁文書の添付書類である「市たばこ税集計表」の様式を前年度の実績及び増減率を表示するような変更を行い、大幅な増減の有無を確認するなどし、一定の検証を行うことが望ましい。</p> | <p>平成29年度分から、「市たばこ税集計表」に前年実績と増減率を記載するよう変更した。</p> |

区分

各論

事業名

6. 軽自動車税

意見

指摘事項名：①申告書の照合について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---------------------------------|
| 報告書ページ 88 市では、軽自動車税申告の入力者と照合者を分けることにより入力誤りを防止する対策を講じている。誰が入力したかについてはシステムで事後的に把握できる体制となっているものの照合者については、紙面で「済」印を押印しているのみであるため、事後的に誰が確認したかを確認することができない。 誰が照合を行ったか容易に確認できる方がより望ましい統制であると考えられることから照合印は担当者印で行うことが望ましい。 | 平成29年度分より、照合済印に代え担当者印を押すよう変更した。 |

区分

各論

事業名

6. 軽自動車税

意見

指摘事項名：②検討課題の早期把握について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| 報告書ページ 88 軽自動車においても普通自動車と同様のOSS(One Stop Service)の導入が検討されている。OSSの導入の決定はまだなされていないが、導入された場合の検討課題の洗い出し、特にシステム連携にあたっての課題を事前に把握しておくことが望ましい。 | OSSは平成31年1月以後の運用開始となる。現在、本市においては基幹システムの入替えを平成32年1月に予定しているため、OSSについては入替え後の基幹システムで対応することを念頭に情報収集を行っていく。 |

区分

各論

事業名

6. 軽自動車税

意見

指摘事項名：③口座振替の促進について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 89</p> <p>軽自動車税の督促状の発送率は1割を超えており、軽自動車税の平成27年度納付チャネル別実績は、コンビニ収納56%、銀行振込21%、口座振替18%、その他6%となっている。</p> <p>納税通知書送付時に案内文を送る、広報誌への掲載等により口座振替促進活動を展開したりするなどし口座振替利用率の向上を目指すことが、市の運営にとってもより良いものとなっていくものと考えられる。</p> | <p>平成29年4月1日施行の「前橋市国民健康保険税の普通徴収に関する規則」により、普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、原則口座振替によることとされた。</p> <p>これに伴い、口座振替の利用勧奨を目的とした個別訪問を実施したが、その際、口座振替依頼書(軽自動車税の申込みも可能)を配布し、口座振替に切り替えることのメリット等を説明した。</p> <p>今後も状況を鑑みながら、他の促進・周知方法についても検討していく。</p> |

区分

各論

事業名

7. 入湯税

意見

指摘事項名：①質問検査権の行使について

所管課：市民税課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 92</p> <p>適切な申告がなされているかを確認するため、地方税法第701条の5(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)を行使することを検討することが望ましい。</p> | <p>平成29年3月、特別徴収義務者あて送付書類において、必要に応じて調査を行うことがあることを明記した。</p> <p>また、本年度から毎年、3年間で全ての特別徴収義務者を一巡するよう、帳簿等の現地調査を行うこととする。</p> |

区分
各論
事業名
8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：①公売事務における見積価額の設定について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 104</p> <p>差押財産の処分によって滞納税金は必ずしも100%充当されるわけではない状況と鑑みると、適切な見積価額の設定は重要な要素の1つであるが、見積価額の適切性の事後検証は行われていない。事後的に見積価額と落札価額との差額を検証するプロセスを構築することで、より適切な見積価額を設定することができ、滞納税金の解消に役立つものとする。</p> | <p>包括外部監査の過程において、過去3年間の不動産公売における鑑定意見価額、見積価額及び落札価額の比較データを作成したが、引き続き当該データの作成を継続し、見積価額と落札価額との差額について、より深い検証を行っていく。</p> <p>なお、見積価額の決定に当たっては、①国税庁の換価事務提要において公売財産の時価に相当する価額からおおむね30パーセント程度の範囲内での的確に控除することとされていること、②現状では30パーセントの減額によっても多くの物件が売れ残っていること、③近隣の公売執行機関も基本的に当初の減額を30パーセントとしていること等の事情に鑑み、今年度においては、特別の事情がない限り、30パーセントの減額を基本として公売を行っていくこととした。</p> |

区分
各論
事業名
8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：②インターネット公売の利用について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 105</p> <p>インターネット公売は、合同公売と比較して事務手続の簡便性や高い情報の拡散性に伴う売却の実現可能性といったメリットがある一方で手数料を要するというデメリットもある。</p> <p>現状では、手数料も含めた事務コストも勘案した上で公売方法が決定されていない。公売を実施する場合に適時性、売却可能性、手数料などを考慮した公売方法を検討する仕組みを確立することが必要である。</p> | <p>今年度については、公売実施の主体を合同公売に置き、売却可能性の高い物件、立地の良い物件及び特殊な物件を合同公売の対象として、これらの条件に該当しない物件について随時インターネット公売を実施することとした。</p> |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：③事務分掌の見直しについて

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---------------------------------|
| 報告書ページ 106 本市では、便宜上、年度ごとに基準金額を設定し高額滞納案件として担当割りを行っているものの特別に区分して管理しているわけではない。しかし、事務分掌では、収納第四係の業務として「高額の滞納繰越市税に関すること」と明記されている。一般的に事務分掌として「高額の滞納繰越市税に関すること」と表記されていた場合、特別な対応をしていると市民は認識すると考えられるため、事務分掌の表記として適切ではない。 事務分掌の表記を実情にあわせて見直す必要がある。 | 事務分掌の表記については、現状に即した表記に改めることとした。 |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：④市職員の滞納管理について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| 報告書ページ 106 市職員については、一般の滞納者とは区分して滞納している者を収納課で別途管理を行っており本人に電話等で通知を行っている。督促状の郵送コストを削減するため、別途管理することは有益かと思われるが、別途管理していることや電話通知をしていることにも事務コストは生じている。事務コストを削減する上でも、滞納について改善が見られない場合や、滞納が常態化している職員については、納税の意識を高めるための指導等を検討すべきである。また、金銭的な事情を抱える職員が、直接的に金銭に絡む業務を行わないように個人の尊厳や守秘義務も考慮した上で人事部等と連携することも必要である。 なお、滞納者に対して市職員であることによる特別な優遇は行われていない。 | 収納業務を行う徴税吏員は、地方公務員法や地方税法の規定により滞納者の氏名や滞納状況などの個人情報漏らすことはできない。よって、庁内他部局であっても連携は行えない。また、事務コストを考慮して電話での催告も行わず、一般の滞納者と同等に扱うこととした。 なお、今後は、全庁掲示板などを利用し、職員の納税に対する意識改革を図っていく。 |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：⑤滞納処分の執行停止決裁文書の記載について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 107</p> <p>執行停止の決裁文書の一部で自動車の換価価値判定で初年度登録日の記載がないものが見受けられた。また、起案者又は承認者が加筆している補足情報が一部鉛筆書きで記載されていた。執行停止書類には、第3者が事後に換価価値判断の妥当性を検証できるように車種や初年度登録日を漏れなく記載する必要がある。鉛筆書きの取扱いも含め、職員に周知することが必要である。</p> | <p>必要事項の記載漏れに注意するとともに、鉛筆での加筆を行わないよう職員に再度周知した。</p> |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：⑥相続未確定の場合の課税について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| <p>報告書ページ 108</p> <p>固定資産税の即時執行停止案件の中に、每期即時執行停止しているものがある。これは、相続人が多岐にわたっており、数年前に調査を行ったが全てを調査出来ず、実務的に相続人を確定させるのは困難となっていることによるものである。</p> <p>今後、このような案件は費用負担等による相続未登記の増加、不在地主による相続人調査の困難化などにより増えていくことが懸念される。現行制度では、このような案件を処理することは不可能であり、自治体として国や県等に問題提起し、現場の意見を発信していくことが望ましい。</p> | <p>国においても、既に改善に向けた動きが始まっているが、今後、国や県に対する要望などの機会を捉え、問題提起していきたい。</p> |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：⑦収納管理業務の業務マニュアルの整備について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 108</p> <p>収納管理係の業務は収納だけに留まらず、市税の督促・還付、差押財産の配当まで多岐にわたるが、これら業務全般に関して、担当者が交替の際に使用する簡易な引継ぎ書は存在するものの、体系的に整理された業務マニュアルが存在しないため、事務手続の有効性・効率性を高める観点より業務マニュアルを作成する必要があると考えられる。</p> | <p>業務フローを基本とした体系的なマニュアル整備を進め、活用する。</p> |

区分

各論

事業名

8. 収納・滞納整理事務

意見

指摘事項名：⑧還付処理について

所管課：収納課

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|--|
| <p>報告書ページ 109</p> <p>本市では、還付請求書の有効期限が1年であるため、時効による権利消滅を考慮し納税者からの請求・引き出しがない場合には当初送付より5年間(計5回)還付請求書の送付を行っている。しかしながら、必ずしも還付請求書の再送付などを行っていない自治体もあるため、業務の有効性・効率性を勘案し手続の必要性について再検討を行うことが必要である。</p> | <p>他市町村の処理状況を調査比較した結果、本市における現行手続方式は、還付に対する一定効果が認められることから、引き続き還付請求書の送付を行うこととした。</p> |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

意見

指摘事項名：①請求時における実食明細の保護者への提示について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| 報告書ページ 117 学校給食提供の事実を事後的に確認するため、また保護者に対して学校給食費請求額の根拠を示すために、学校給食提供実績を確認する書類を保護者に対して交付することが望ましい。例えば、毎月提供した給食数などを記載した確認書類を交付することが考えられる。 | 平成29年8月中に新管理システムへ移行する予定であるが、移行に伴い、平成29年4月の給食費より請求方法を従来の「月額変動」方式から「月額定額」方式へ変更した。月額定額方式とすることで、毎月変動していた納付額が均等になるため、保護者の口座管理負担が軽減するとともに、誤請求の防止を図ることができる。なお、食数変更は、保護者からの紙媒体による書類の提出によることとしており、月額定額が基本となることから確認書類の交付は検討していない。 |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

意見

指摘事項名：③教職員に係る実食明細の作成義務化について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|--|---|
| 報告書ページ 119 特定の学校のみ勤務でない日本語指導員やスクールカウンセラー等の実食入力、他と比べて誤るリスクが高く、実際に誤りも生じている。学校によっては教職員に給食実食明細の作成を義務付け、確認資料として利用することにより、誤りを防止する対策を講じているところもあるが、画一的な取扱いとなっていない。単一の学校のみ勤務ではない教職員が、給食実食明細を作成し、入力担当の確認資料とすることは、入力誤りを防止する上で有効な手段であると考えられるため、給食実食明細の作成を義務付けることも有用であると考えられる。 | 新管理システムの運用開始を踏まえ、8月以降は、全校統一の対応として、複数校勤務の職員については、拠点校において『非常勤職員等食数報告書』に校長印を押印した上で、教委総務課への提出により食数管理を行うこととしている。 |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

意見

指摘事項名：④食数実績数値の定期的な検証について

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成30年4月2日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|--|
| <p>報告書ページ 120</p> <p>各学校において給食システムに対して食数や請求額の入力を行っているが、その正確性について、検証は行われていない。第3者である市が、給食システム入力マニュアルである「平成28年度学校給食費管理システム操作説明会」に基づき、適切な入力となされているかを検証することが望ましいが、各学校で一定の検証が行われるように指導し、各学校で検証手続が適切に行われているかの内部統制の検証を行うことを含め、サンプルで学校に往査し監査を行うことも考えられる。</p> | <p>平成29年8月から新給食費管理システムを導入したことにより、学校側で行っていた入力処理を廃止し、教委総務課による給食費変更の一元管理を開始した。</p> <p>一元管理の開始により、従来の各学校における変更入力や口頭での変更依頼から、紙による申請書提出方式に切り替え、教委総務課担当者が給食費管理システムへ登録した結果を複数の職員がチェック・押印し、記録を残すよう事務改善を行った。</p> |

区分

各論

事業名

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

意見

指摘事項名：⑥滞納整理活動のモニタリングについて

所管課：総務課(教)

措置公表日：平成29年8月23日

| 意見 | 意見に対する市の考え方等 |
|---|---|
| <p>報告書ページ 121</p> <p>学校給食費の滞納整理については、各担当者が個別に業務を行っているのみであり、モニタリングは行われていない。個々の未納学校給食費債権の状況を把握するため及び滞納整理担当者の回収活動の管理のために、上席者や会議体がモニタリングを行うことが必要である。また、未納学校給食費債権について、効果的に回収を実施するため、保護者の支払能力や誠実性などの性質による分類を行い、重点管理を行うことも有用である。</p> | <p>各担当者による未納給食費の滞納整理においては、『戸別訪問日報』を作成し課内報告することになっている。この日報により未納世帯の「未納額」・「徴収額」・「訪問時の状況」・「次回納入方法」などの情報を係内で共有することができる。</p> <p>保護者の支払能力や誠実性などの性質による分類については、毎年度、県による学校給食費に関する調査で分類が必要となるため、教育委員会から各学校に滞納世帯の実態を聞き取り、分類を行っている。また、平成29年3月に『前橋市学校給食費未納対策事務取扱要領』(滞納整理マニュアル)を策定し、平成29年度から本マニュアルに基づいた未納給食費の滞納整理の取り組みを開始している。</p> |